

愛媛県介護保険サービス事業者等指導実施要綱

第1 目的

この要綱は、愛媛県知事が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条（指定介護療養型医療施設（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。））にあっては、平成18年旧法第24条）の規定に基づく質問等及びそれに基づく措置として、居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス（指定介護療養型医療施設を含む。）、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を行った者又はこれを使用する者に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的な事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、居宅サービス等を担当する者又は担当する者であった者、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）、法第81条第1項及び第2項の規定により市町の条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第64号）、愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第65号）、愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第45号）、愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第66号）、法第78条の4第1項及び第2項の規定により市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

る条例、法第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定により市町の条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項の規定により市町の条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第 3 指導形態

指導の形態は次のとおりとする。

1 集団指導

(1) 愛媛県主催の集団指導

愛媛県が指定、許可の権限を持つサービス事業者等を、愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課又は同部生きがい推進局長寿介護課（以下「本庁」という。）あるいは各地方局健康福祉環境部地域福祉課（以下「地方局」という。）ごとに一定の場所に集めて講習等の方法により実施するものとする。

この場合、管内の保険者に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、必要に応じ、市町が指定、許可の権限を持つサービス事業者等に対しても実施するものとする。

(2) その他の集団指導

愛媛県又は市町が指定、許可の権限を持つサービス事業者等を構成員とする団体等又は市町が主催する講習会等において実施する。

2 実地指導

実地指導は次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において 実地に行う。

(1) 愛媛県が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 愛媛県及び厚生労働省又は市町が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

第 4 指導対象の選定

指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については本庁又は地方局ごとに定める計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

愛媛県主催の集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく

指導内容に応じて本庁又は地方局ごとに選定する。

なお、保険医療機関のみなし指定のサービス事業者等については、年間の介護給付等の給付実績が一定額以上のものについて選定するものとし、実施にあたっては四国厚生支局の指導(集団指導又は集団的個別指導)と連携して実施するよう努めるものとする。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、次の区分により愛媛県が指定、許可の権限を持つサービス事業者等を選定する。

① 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者

地方局ごとにサービス事業者等を選定し、選定にあたっては、事業所の指定に係る更新時期までに1回以上実施するものとするほか、新規に指定を受けたサービス事業者等については、指定後6ヶ月から1年を経過するまでの間に、介護給付費、サービス提供量などを勘案して実施するものとする。

また、同一事業者の併設又は隣接あるいは人員と設備を共有する事業所であって一体的に実地指導を受けることが可能なものについては、同時に実施するものとする。

② 介護保険施設

本庁又は地方局ごとにサービス事業者等を選定し、選定にあたっては原則として2年から4年の間に1度訪問し行うものとする。

また、施設の併設又は隣接あるいは人員と設備を共有する事業所であって一体的に実地指導を受けることが可能なものについては、同時に実施することができる。

イ 合同指導

合同指導は、愛媛県又は市町が一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(3) 愛媛県及び市町との連携

愛媛県及び市町は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

愛媛県が主催する集団指導を実施するときは、指導対象となるサービス事業者等に対し、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知し、その他の集団指導の場合はあらかじめ主催者に対し出席者及び指導内容を通知するものとする。

なお、愛媛県が主催する集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類等を後日交付する等、必要な情報提供に努める。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行い、

その他の集団指導の場合は当該内容を行政報告又は行政説明として行うものとする。

2 実地指導

(1) 指導通知

愛媛県は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 実地指導の根拠規定及び目的
- ② 実地指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、厚生労働省の定める介護保険施設等実地指導マニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項について、後日文書によって通知するものとする。

(4) 改善報告書の提出

愛媛県は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、改善報告書の提出を求めるものとする。

第6 監査への変更

実地指導中に「愛媛県介護保険サービス事業者等監査実施要綱」（以下「監査要綱」という。）第2に定める指定基準違反等に該当する状況を確認した場合又は利用者及び入所者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査要綱に定めるところにより監査を行うことができる。

第7 指導後の措置

1 監査

実地指導の結果、監査要綱第2に定める指定基準違反等に該当すると判断した場合は、後日、速やかに監査を行う。

2 介護報酬の自主的返還

実地指導において、介護給付費等サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、指導月前1年について自主点検を行わせ、返還すべき内容を確認した上で、自主的返還を指示するものとする。ただし、自主点検等の結果、当該事実が指導月の1年以上前から発生していると認められる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく金銭債権の消滅時効に留意の上、自主点検又は自

主的返還の指示を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から運用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 及び第 3 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。